

訴訟上の和解の成立について

1 概要

平成24年に東広島市立中学校に在籍する男子生徒が下校中に自死した事案について、平成27年6月11日、当該生徒の両親が、本事案は複数の教員から相次いで指導されたことに因果関係があるものとして、本市等に損害賠償等を求める訴訟を提起していた。

口頭弁論・証人尋問を重ね、このほど、広島地方裁判所から和解勧告があり、和解協議を経て、令和5年3月3日、原告との和解が成立した。

2 事件名及び請求の趣旨

学校指導死による損害賠償等請求事件

(1) 教員らの指導は、教育的配慮を欠くものであり、安全配慮義務違反である。教員らの安全配慮義務違反と当該生徒の自死には相当因果関係がある。

(2) 東広島市は、原告2名に対し、それぞれ金5,149万5,813円等を支払うこと。

合計額：1億299万1,627円等

3 主な経緯

平成24年 10月29日 市内中学校生徒死亡
11月27日 生徒の死亡にかかる調査委員会設置
平成25年 9月 4日 調査委員会が報告書をまとめる。
平成27年 6月11日 提訴（教育委員会收受7月21日）
（ 本裁判に関する口頭弁論

（この間、証拠保全や個人情報不開示処分取消、文書提出命令申立等の裁判が行われた。）

令和 4年 8月～9月 被告証人尋問、原告証人尋問
令和 4年 11月～翌年2月 和解協議（3回）
令和 5年 2月28日 和解案 市議会議決
令和 5年 3月 3日 和解成立

4 和解の主な内容

- (1) 被告東広島市は、教員らの当該生徒に対する指導について、「威圧的、暴力的なもの」等があったことを認め、当該生徒が自死に追い詰められる結果となったことを真摯に受け止め、謝罪する。
- (2) 被告東広島市は、原告らに対し、和解金として合計1,000万円（各500万円）を支払う。
- (3) 被告東広島市は、教員研修等を実施し、児童・生徒の自死の再発防止に最大限努める。

5 今後の対応等

二度とこのような悲しい事案が起こらないよう、令和4年12月に改訂された生徒指導提要の内容を踏まえて、平成25年に本市が策定した「児童生徒のかけがえのない命を守るためのトライアングルプラン」を見直し、再発防止のための教職員研修の充実に努め、命を大切にする教育を徹底することにより、安全・安心な学校づくりに全力で取り組んでいく。